

佐賀駐屯地の工事に係る 環境現況調査について

※本資料の内容については、現在、継続調査中であることから令和6年度分の
暫定資料となっており、最終報告書にて変更となる場合があります

佐賀駐屯地の工事に係る環境現況調査の概要等

【調査の概要】

気象、大気質、騒音・振動、水質、底質、鳥類、水生生物・干潟生物を調査し、工事に伴う周辺環境への影響を確認するものです。

【気象】

環大-1では西からの風が、環大-3では北北西からの風が卓越していました。
期間平均風速は、環大-1は2.0m/s、環大-3は2.4m/sでした。

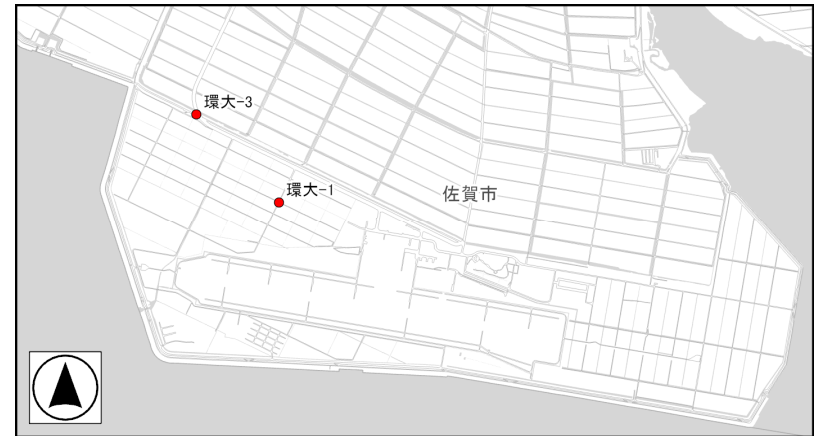
【調査項目、期間】

項目	調査期間
気象	令和6年11月22日～12月23日
大気質	
騒音・振動	(平日) 令和6年6月19日～20日 (休日) 令和6年7月6日～7日
水質	毎日 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)
底質	(夏季) 令和6年8月21日 (冬季) 令和6年12月12日～13日
鳥類	(春季) 令和6年5月9日～10日 (夏季) 令和6年8月20日～21日、 (秋季) 令和6年10月17日～18日 (冬季) 令和6年12月16日～17日
水生生物・干潟生物	(春季) 令和6年5月7日～10日 (夏季) 令和6年8月5日～7日 (秋季) 令和6年10月15日～18日 (冬季) 令和7年1月14日～17日

【風向・風速の調査結果】

調査地点	最多出現風向	最大風速 (1時間) (m/s)	期間平均風速 (m/s)
環大-1	西	6.6	2.0
環大-3	北北西	6.6	2.4

【調査地点】



大気質（二酸化窒素（NO2）、浮遊粒子状物質、降下ばいじん）

全地点で、工事の影響で環境基準値や参考値を超えていないことを確認しました。

【二酸化窒素（NO2）の調査結果】

調査地点	期間平均値 (ppm)	1時間値の1日平均値の最大値 (ppm)	環境基準値との比較
環大-1	0.008	0.011	○
環大-3	0.005	0.006	○

注：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下であること。

表中の「○」は、環境基準値以下であることを示す。

出典：「二酸化窒素に係る環境基準について」昭和53年7月11日 環境庁告示第38号<改正>平成8年10月25日 環境庁告示第74号

【調査地点】



【浮遊粒子状物質の調査結果】

調査地点	期間平均値 (mg/m ³)	1時間値の1日平均値の最大値 (mg/m ³)	1時間値の最大値 (mg/m ³)	環境基準値との比較
環大-1	0.016	0.020	0.054	○
環大-3	0.015	0.018	0.061	○

注：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値の最大値が0.20mg/m³以下であること。

表中の「○」は、環境基準値以下であることを示す。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」昭和48年5月8日 環境庁告示第25号<改正>平成8年10月25日 環境庁告示第73号

【降下ばいじんの調査結果】

調査地点	分析値 (ton/km ² /月)	参考値との比較
環大-1	1.5	○
環大-2	2.0	○
環大-3	1.6	○

注：年平均値が10ton/km²/月以下であること。

表中の「○」は、参考値以下であることを示す。

出典：「道路環境影響評価の技術手法 平成24年度版」平成25年3月 国土交通省 国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所

騒音・振動

全地点で、工事の影響で環境基準値や要請限度を超えていないことを確認しました。

【騒音の調査結果】

単位: dB (A)

調査地点	騒音レベル L_{Aeq}				環境基準		環境基準との比較
	平日		休日		昼間	夜間	
	昼間	夜間	昼間	夜間			
道路-地点1	63	57	63	56	70	65	○
道路-地点2	62	58	62	58	70	65	○

注: 表中の「○」は、環境基準値以下であることを示す。環境基準は「幹線交通を担う道路に近接する空間」を適用した。
 出典: 騒音に係る環境基準について (平成10年9月30日 環境庁告示第64号)

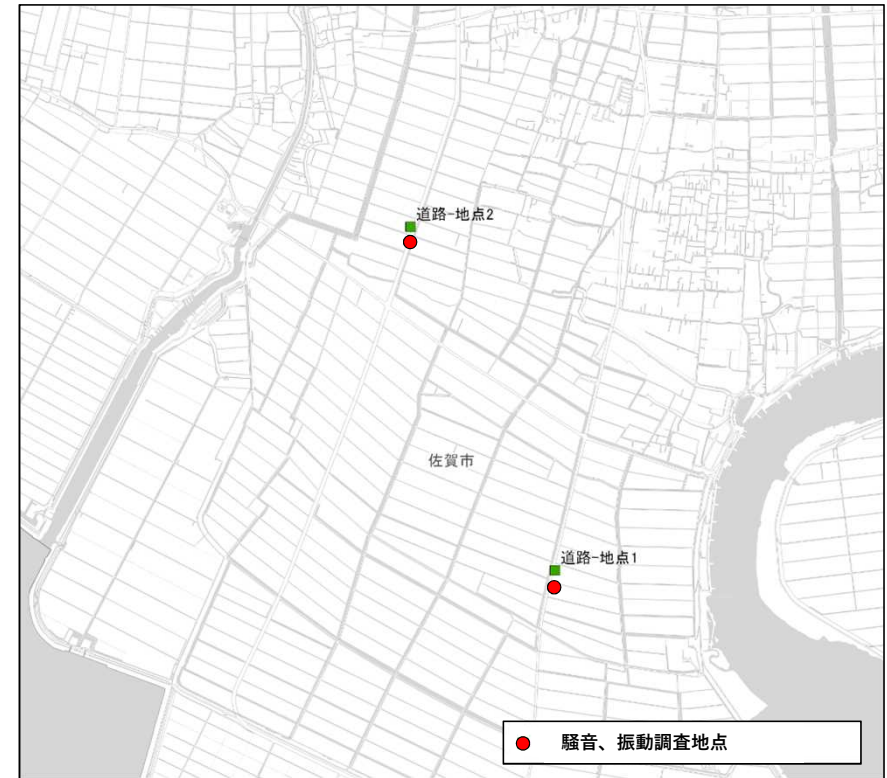
【振動の調査結果】

単位: dB

調査地点	振動レベル L_{10}				要請限度		要請限度との比較
	平日		休日		昼間	夜間	
	昼間	夜間	昼間	夜間			
道路-地点1	45	28	41	27	65	60	○
道路-地点2	40	26	38	26	65	60	○

注: 表中の「○」は、要請限度以下であることを示す。
 出典: 「振動規制法施行規則」 (昭和51年 総理府令第58号) 第1種区域に該当

【調査地点】



水質（排水監視）

工事中の排水が管理基準を満足していることを確認しました。

【排水監視の調査結果（最大値）】

【調査地点】

試験項目	令和6年									令和7年			管理基準	年間の管理基準との比較
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
水素イオン濃度 (pH)	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	7.8	7.7	8.0	7.8	6.4以上 8.3以下	○
濁度 (mg/L)	42	54	55	44	45	35	37	40	18	19	27	35	-	-
浮遊物質 (SS) (mg/L)	64	83	60	68	69	54	51	43	20	21	29	38	100mg/L 以下	○
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	7	7	7	7	7	7	7	8	8	7	8	8	10mg/L 以下	○



注：表中の「○」は、管理基準値以下であることを示す。
注：濁水プラントの計測機器にて測定。

【排水監視の調査結果（最小値）】

試験項目	令和6年									令和7年			管理基準	年間の管理基準との比較
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
水素イオン濃度 (pH)	6.9	8.0	8.0	7.7	7.5	6.6	6.6	7.1	7.0	7.0	7.1	7.2	6.4以上 8.3以下	○
濁度 (mg/L)	8	4	12	10	10	11	9	4	2	1	1	8	-	-
浮遊物質 (SS) (mg/L)	12	6	13	15	15	15	10	4	2	1	1	9	100mg/L 以下	○
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	7	7	7	7	7	6	7	7	7	7	7	7	10mg/L 以下	○

注：表中の「○」は、管理基準値以下であることを示す。
注：濁水プラントの計測機器にて測定。

底質（溶出試験）

全地点で水底土砂に係る判定基準を下回っており、工事の影響で判定基準を超えていないことを確認しました。

【底質の調査結果】

調査項目	調査結果の概要	水底土砂に係る判定基準
アルキル水銀化合物	N. D.	検出されないこと
水銀又はその化合物	N. D.	0.005以下
カドミウム又はその化合物	N. D.	0.1以下
鉛又はその化合物	N. D.	0.1以下
有機りん化合物	N. D.	1以下
六価クロム化合物	N. D.	0.5以下
砒素又はその化合物	N. D.	0.1以下
シアン化合物	N. D.	1以下
PCB	N. D.	0.003以下
銅又はその化合物	N. D.	3以下
亜鉛又はその化合物	N. D.	2以下
弗化物	N. D.	15以下
トリクロエレン	N. D.	0.3以下
テトラクロエレン	N. D.	0.1以下
ベリリウム又はその化合物	N. D.	2.5以下
クロム又はその化合物	N. D.	2以下
ニッケル又はその化合物	N. D.	1.2以下
バナジウム又はその化合物	N. D.	1.5以下
有機塩素化合物	N. D.	40以下
ジクロロメタン	N. D.	0.2以下
四塩化炭素	N. D.	0.02以下
1,2-ジクロロエタン	N. D.	0.04以下
1,1-ジクロロエレン	N. D.	1以下
1,1,2-ジクロロエレン	N. D.	0.4以下
1,1,1-トリクロエタン	N. D.	3以下
1,1,2-トリクロエタン	N. D.	0.06以下
1,3-ジクロロプロペン	N. D.	0.02以下
チウラム	N. D.	0.06以下
シマジン	N. D.	0.03以下
チオベンカルブ	N. D.	0.2以下
ベンゼン	N. D.	0.1以下
セレン又はその化合物	N. D.	0.1以下
1,4-ジオキサン	N. D.	0.5以下
ダイオキシン類 実測濃度	470~4,300 pg/L	—
ダイオキシン類 毒性等量	0.32~6.2 pg-TEQ/L	10以下
硝酸性窒素及び亜硝酸窒素	N. D.	—

【調査地点】



※以下出典の省令に準ずる凡例基準

出典：「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令
第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする
金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」
(昭和48年2月17日 総理府令第6号 <改正> 平成29年
6月12日 環境省令第15号)

注：N.D.とは、定量下限値未満を示す。

底質（含有試験）

ダイオキシン類については、全地点で基準値以下でした。
 その他については、地点②において硫化物が水産用水基準を上回りましたが、工事前より減少しており、自然変化の範囲と考えられます。
 工事の影響で環境基準や水産用水基準を超えていないことを確認しました。

【底質（ダイオキシン類）の調査結果】

調査項目	調査結果の概要	環境基準
ダイオキシン類 実測濃度	3,900~8,300 pg/g	—
ダイオキシン類 毒性等量	6.9~14 pg-TEQ/g	150 pg-TEQ/g以下

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」
 （平成11年12月27日 環境庁告示第68号 <改正> 令和4年11月25日 環境省告示第89号）

【底質（その他）の調査結果】

調査項目	調査結果の概要	【参考】水産用水基準
硫化物	0.15~0.43 ^{※1} mg/g	0.2 mg/g以下
化学的酸素要求量(COD)	6.1~10 mg/g	20 mg/g以下
n-ヘキサン抽出物質	0.2~0.5 mg/g	0.1% (1mg/g) 以下
強熱減量	5.5~9.9 %	—
全窒素(T-N)	0.8~1.8 mg/g	—
全リン(T-P)	0.37~0.74 mg/g	—
フェノール類	<0.005 mg/kg ^{※2}	—
含水率(乾燥減量)	48~62 %	—

※1 自然変化の範囲（工事前0.58mg/gより減少）
 ※2 定量下限値未満

出典：「水産用水基準(2018年度版)」
 （平成30年8月（公社）日本水産資源保護協会）

【調査地点】



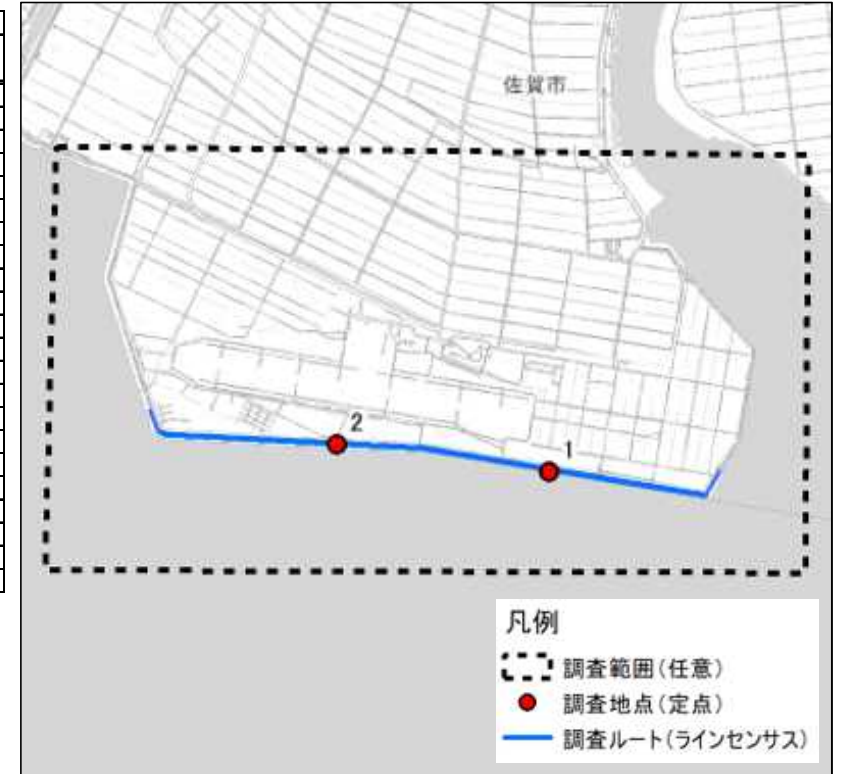
鳥類

4季調査した結果、13目33科95種が確認されました。
重要種は、21種が確認されました。

【鳥類の調査結果（重要種）】

【調査範囲・地点】

No.	目名	科名	種名	学名	定点観察				ラインセンサス				任意観察	重要種選定基準			
					No.1		No.2		R1		R2			文化財保護法	種の保存法	環境省RL2020	佐賀県RL2003
					干潮	満潮	干潮	満潮	干潮	満潮	干潮	満潮					
1	カモ目	カモ科	ツクシガモ	<i>Tadorna tadorna</i>	○	○	○						○			VU	I類
2	ペリカン目	トキ科	ヘラサギ	<i>Platalea leucorodia</i>									○			DD	準絶滅
3			クロツラヘラサギ	<i>Platalea minor</i>	○		○					○		国内	EN	I類	
4	ツル目	クイナ科	ヒクイナ	<i>Porzana fusca</i>					○							NT	
5	チドリ目	チドリ科	シロチドリ	<i>Charadrius alexandrinus</i>									○			VU	
6			メダイチドリ	<i>Charadrius mongolus</i>	○	○	○		○	○			○		国際		
7		シギ科	オオソリハシギ	<i>Limosa lapponica</i>									○		国際	VU	
8			ダイシャクシギ	<i>Numenius arquata</i>									○				II類
9			ホウロクシギ	<i>Numenius madagascariensis</i>	○								○		国際	VU	II類
10			アカアシシギ	<i>Tringa totanus</i>									○			VU	II類
11			オバシギ	<i>Calidris tenuirostris</i>	○								○		国際		
12			ハマシギ	<i>Calidris alpina</i>	○		○	○					○			NT	
13		ツバメチドリ科	ツバメチドリ	<i>Glareola maldivarum</i>									○			VU	II類
14		カモメ科	ズグロカモメ	<i>Larus saundersi</i>	○	○	○	○	○				○			VU	II類
15			コアジサシ	<i>Sterna albifrons</i>									○			VU	II類
16	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ	<i>Pandion haliaetus</i>	○	○	○	○					○			NT	I類
17		タカ科	ハチクマ	<i>Pernis ptilorhynchus</i>									○			NT	II類
18			チュウヒ	<i>Circus spilonotus</i>									○		国内	EN	II類
19	フクロウ目	フクロウ科	コミズク	<i>Asio flammeus</i>									○				準絶滅
20	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ	<i>Falco peregrinus</i>			○						○		国内	VU	I類
21	スズメ目	ヒタキ科	コサメビタキ	<i>Muscicapa dauurica</i>									○				II類
合計	8目	12科	21種	21種	8種	5種	8種	3種	4種	1種	2種	0種	19種	0種	7種	16種	15種



注1: 種名及び分類等は、原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和6年10月)に準拠した。

注2: 重要種選定基準は以下のとおりである。

天然記念物: 「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号<改正>令和4年6月17日法律第68号)に基づく天然記念物

種の保存法: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日 法律第75号<改正>令和4年6月17日法律第68号)に基づく希少野生動植物

国内: 国内希少野生動植物種、国際: 国際希少野生動植物種

環境省RL2020: 「環境省レッドリスト」令和2年環境省

CR+EN: 絶滅危惧I類、CR: 絶滅危惧II類、EN: 絶滅危惧III類、VU: 絶滅危惧II類

NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足、LP: 絶滅のおそれのある地域個体群

佐賀県RL2003: 「佐賀県の絶滅のおそれのある野生動植物(レッドデータブックさか)」平成16年3月

I類: 絶滅危惧I類種、II類: 絶滅危惧II類種、準絶滅: 準絶滅危惧

水生生物・干潟生物

4季調査した結果、以下のとおり確認されました。

水生生物調査の結果、植物プランクトンは27~46種、動物プランクトンは17~31種、魚卵は0~6種、稚仔魚は2~11種、底生生物は3~16種、付着生物は、動物が8~10種、植物が1種確認されました。

干潟生物調査の結果、魚類は1~10種、無脊椎動物は15~21種、植物は1種が確認されました。

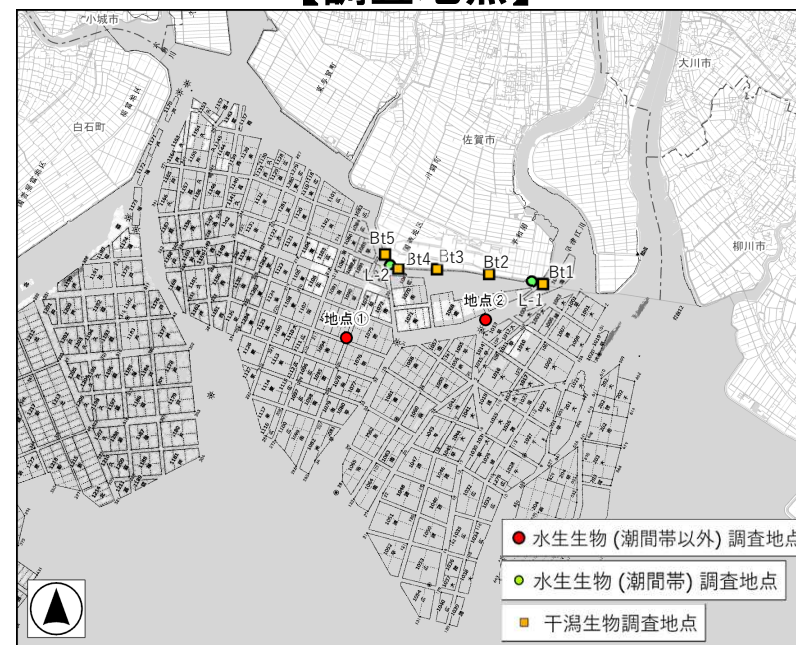
重要種は、24種が確認されました。

【水生生物・干潟生物の調査結果（重要種）】

No.	種名	天然記念物 ¹	種の保存 ²	環境省 ³	環境省海洋生物 ⁴	佐賀県RDB ⁵
1	カワグチツボ			NT		
2	ウミマイマイ			VU		絶滅危惧I類種
3	クリイロコミミガイ			VU		絶滅危惧I類種
4	ササゲミミエガイ			CR+EN		絶滅危惧I類種
5	ウネナシトマヤガイ			NT		
6	ハナグモリガイ			VU		準絶滅危惧種
7	テリザクラガイ			VU		絶滅危惧I類種
8	アゲマキガイ			CR+EN		絶滅危惧II類種
9	ウチワゴカイ				NT	
10	ハシボンテッポウエビ				NT	
11	ユビアカベンケイガニ				NT	
12	ヒメケフサイソガニ				NT	絶滅危惧II類種
13	ムツハアリアケガニ				NT	
14	メナシピンノ				NT	
15	ニホンウナギ			EN		絶滅危惧II類種
16	アリアケシラウオ			CR		絶滅危惧I類種
17	ヤマノカミ			EN		絶滅危惧II類種
18	ワラスボ			VU		準絶滅危惧種
19	ムツゴロウ			EN		
20	タビラクチ			VU		絶滅危惧II類種
21	トビハゼ			NT		準絶滅危惧種
22	ハゼクチ			VU		絶滅危惧II類種
23	マサゴハゼ			VU		準絶滅危惧種
24	ショウキハゼ			NT		準絶滅危惧種
		0	0	18	6	16

注1:「文化財保護法」(昭和25年5月30日、法律第214号<改正>令和4年6月17日法律第68号)に基づき天然記念物に指定された種

【調査地点】



注2:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日、法律第75号<改正>令和4年6月17日法律第68号)に該当する国際・国内希少野生動物種

注3:「環境省レッドリスト2020の公表について」(令和2年3月 環境省)に掲載されている種
CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群

注4:「環境省版海洋生物レッドリストの公表について」(平成29年3月 環境省)に掲載されている種
CR+EN:絶滅危惧I類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群

注5:「佐賀県の希少野生生物-佐賀県レッドリスト2003-」(平成16年3月 佐賀県)と「佐賀県の希少野生生物-佐賀県レッドリスト2016 汽水・淡水魚類編-」(平成29年3月 佐賀県)に掲載されている種